

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年11月6日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成12年8月1日、Aに雇用され、Bに所属して、平成22年10月9日から、Cにおいて、D業務の専門職として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成28年5月16日、E医療機関を受診し、「適応障害」と診断された。

請求人によると、請求人は、医師からの就業上の制限を無視した重量物の運搬などの指示を上司から与えられるなどの嫌がらせ、いじめを受け続けたこと、上司及び同僚との間に継続して種々のトラブルが生じていたこと、セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）の被害にあっていたことなどにより、精神障害を発病したという。

請求人は、精神障害の発病は、業務上の事由によるものであるとして平成28年12月27日付けで療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成29年11月22日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、令和元年9月11日付けで同再審査請求を棄却する旨の裁決をした（平成30年労第271号事件。以下「前回裁決書」という。）。

- 3 本件は、請求人が、前回処分の請求とは別に、同請求において主張したのと同旨の出来事を主張して、療養補償給付及び平成28年8月24日から平成30年5月21日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、前回処分と同旨の理由により、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月26日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

- 2 原処分庁
(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

- 1 当審査会的事实認定
(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病時期と病名については、前回裁決書に説示するとおり、平成27年11月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、前回裁決書の事実及び理由の第6の3(2)に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号）のとおりである。
- (3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、多様な出来事を主張するが、これらの主張に対する判断は、前回裁決書に説示するとおり、各出来事の心理的負荷の総合評価は、「嫌がらせ・いじめ」が「弱」、「上司とのトラブル」が「中」、「同僚とのトラブル」が「弱」であり、「上司によるセクハラ」の主張に該当する出来事は、確認することができない。
- (4) そうすると、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、総合評価「中」のものが1つ、「弱」のものが2つであって、全体評価は「中」であるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということ

はできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月24日